

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 166 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額					1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額				
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額		各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額	
階層	定義		第1子	第2子	階層	定義		第1子	第2子
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親の世帯（里親の世帯については、特別利用教育を受ける場合に限る。）</u>		0円	0円	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯		0円	0円
B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額につ	ひとり親世帯等	0円	0円	B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額につ	ひとり親世帯等	0円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円	1,500円			ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円	1,500円

	いては前年度分。 以下同じ。) 市区 町村民税が非課税 となる世帯、市区 町村民税の所得割 が非課税となる世 帯又は子ども・子 育て支援法施行令 (平成 26 年政令第 213 号) 第 4 条第 1 項第 4 号に掲げ る養育里親等の世 帯(養育里親等の 世帯については、 特別利用教育を受 ける場合を除 く。)				
略	……略……	……略……	…略…	…略…	

	いては前年度分。 以下同じ。) 市区 町村民税が非課税 となる世帯及び市 区町村民税の所得 割が非課税となる 世帯				
略	……略……	……略……	…略…	…略…	

2 保育認定を受けた3歳未満の子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子ども の属する世帯の階層区 分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定 を受けた場合		保育短時間認定 を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第 11	0円	0円	0円	0円

2 保育認定を受けた3歳未満の子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子ども の属する世帯の階層区 分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定 を受けた場合		保育短時間認定 を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第 11	0円	0円	0円	0円

	条に規定する保護を受けている世帯、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親の世帯</u>				
…略…	……略……	…略…	…略…	…略…	…略…

	条に規定する保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯				
…略…	……略……	…略…	…略…	…略…	…略…

3 保育認定を受けた3歳以上の子どもに係る利用者負担額

3 保育認定を受けた3歳以上の子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11	0円	0円	0円	0円

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11	0円	0円	0円	0円

	条に規定する保護を受けている世帯、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親の世帯</u>						条に規定する保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯				
…略…	……略……	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	……略……	…略…	…略…	…略…	…略…

備考

1及び2

……略……

3 この表における均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に掲げる均等割をいい、所得割とは同項第2号に掲げる所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しな

備考

1及び2

……略……

3 この表における均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、所得割とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。

いものとする。)をいう。

4 ……略……

5 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合の利用者負担額は、前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に規定する小学校、同法第49条の5の規定による義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項の規定による特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもがいる世帯にあっては、これらの者のうち最も年齢が高い者が支給認定子どもであるときは第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い者が支給認定子どもであるときは第2子の利用者負担額を適用し、その他の者が支給認定子どもであるときは利用者負担額を0円とする。

4 ……略……

5 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合の利用者負担額は、前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもがいる世帯にあっては、これらの者のうち最も年齢が高い者が支給認定子どもであるときは第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い者が支給認定子どもであるときは第2子の利用者負担額を適用し、その他の者が支給認定子どもであるときは、利用者負担額を0円とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。